

費用・手数料のご案内

- 示談あっせん開始時、申立1件につき
申立手数料 …………… 22,000円(税込)
※相手が応諾しない場合、手数料の一部を返還することがあります。
- 示談成立時
紛争解決額に応じて、下記のとおり。
原則として、当事者双方で半額ずつ負担。
- 成立手数料 (原則として下表のとおり、解決額に応じて算出します。)

解決額	割合
100万円以下の場合	8.8%
100万円を超え 200万円以下の場合	5.5% + 33,000円
200万円を超え 500万円以下の場合	3.3% + 77,000円
500万円を超え 5,000万円以下の場合	2.2% + 132,000円

(税込)

● 成立手数料早見表

10万円	8,800円	200万円	143,000円
30万円	26,400円	300万円	176,000円
50万円	44,000円	500万円	242,000円
100万円	88,000円	1,000万円	352,000円

(税込)

● 具体例

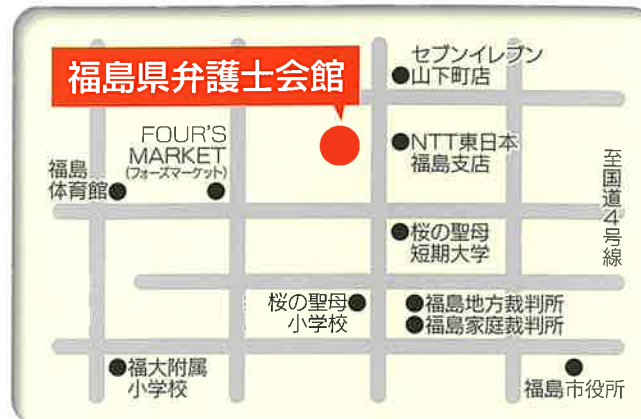
金銭トラブルに関して審理の申立をし、相手方に100万円支払ってもらった内容の和解が成立した場合に、申立人が支払う手数料。

申立手数料	22,000円
成立手数料	88,000円 ÷ 2 = 44,000円 (原則として当事者で折半)
合計	66,000円

(税込)

2023年改訂版

福島県弁護士会



〒960-8115 福島県福島市山下町4番24号

TEL 024-534-2334

受付時間 月曜～金曜 午後1時～午後4時(祝祭日を除く)

福島県弁護士会郡山支部法律相談センター(弁護士会館)



〒963-8877 郡山市堂前町25番地23号

TEL 024-936-4515

受付時間 月曜～金曜 午後1時～午後4時(祝祭日を除く)

※示談あっせん申立書の記載方法については、弁護士会窓口でご相談下さい。
※示談あっせん手続きを利用する前に、事件内容の整理のため、法律相談を利用されることをお勧めします。法律相談の利用方法については、弁護士会窓口までお問い合わせ下さい。

弁護士による

トラブルの解決



気軽

早い

公正

福島県弁護士会
示談あっせんセンター

示談あっせんセンターとは？

民事上の紛争について、
弁護士が当事者双方の間に入り、
簡易、迅速、比較的安価な費用で
話し合いによる解決を支援する
ところです。

利用できる事件

- 不動産(売買、賃貸借)のトラブル
- 建築紛争
- 損害賠償
- 契約トラブル
- 近隣との紛争
- 離婚、相続、男女関係紛争
- 解雇・賃金など職場のトラブル など

示談あっせんの方法

法律家としての経験が5年以上の弁護士が、申立人と相手方の言い分をよく聞いた上で、法的知識・経験を生かして法的観点からのアドバイスを行い、示談成立による解決を目指します。

示談が成立した場合には、成立手数料と引き換えに示談書をお渡しします。

手続きにかかる期間

原則として、3回程度の期日で3ヶ月以内の解決を目指します。

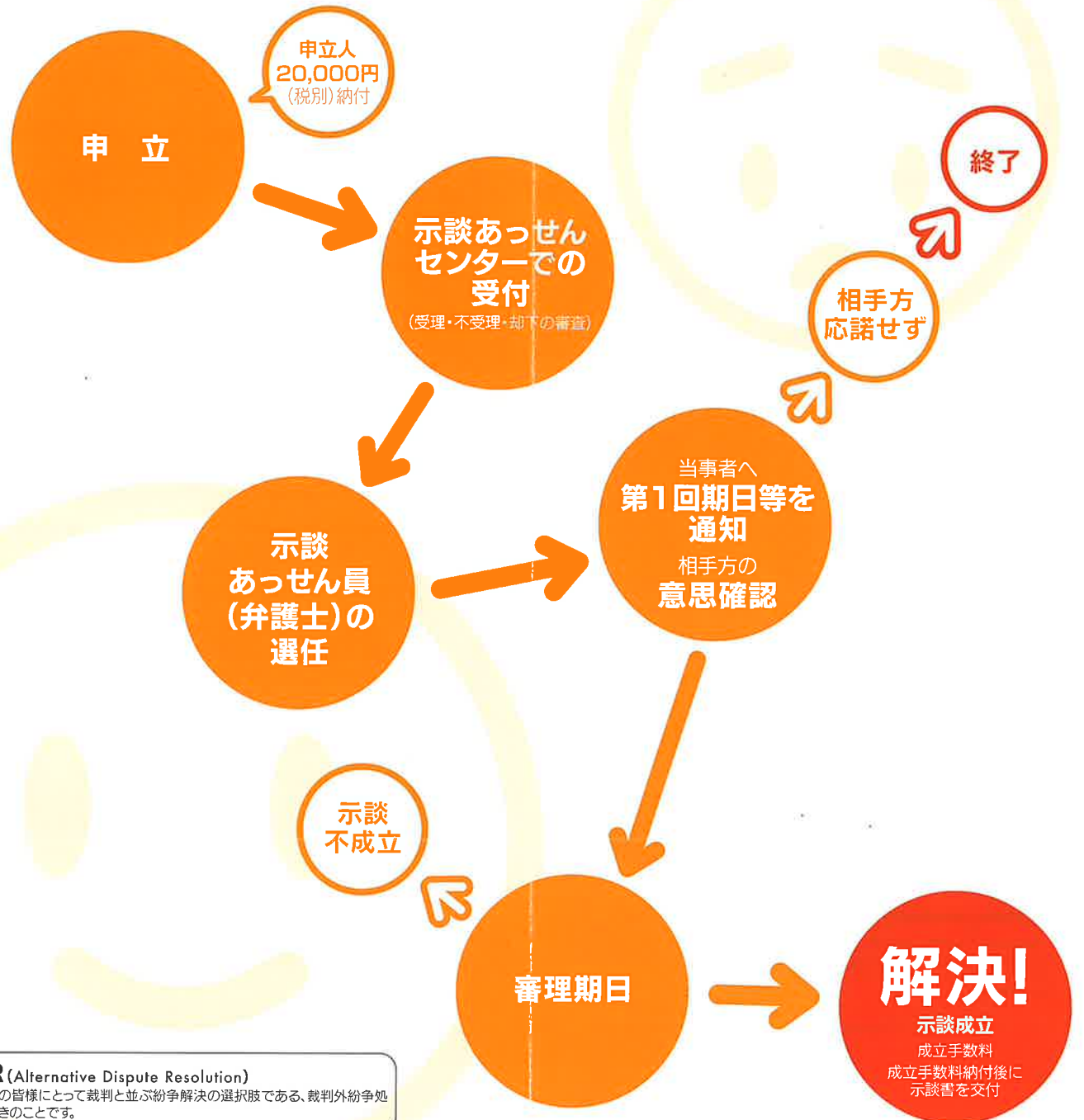
手続きの利用方法

弁護士会の示談あっせんセンターに、示談あっせんの申立書を提出して下さい。

訴訟や調停との違い

- 手続きには、必ず弁護士が関与します。
- 法的知識・経験を生かした形式にとられない柔軟な解決を目指します。
- 事件の現場への出張も可能です。
- 手続きは非公開で秘密を厳守します。

示談あっせん手続きの流れ



ADR (Alternative Dispute Resolution)

市民の皆様にとって裁判と並ぶ紛争解決の選択肢である、裁判外紛争処理手続きのことです。